

## 文献図書資料亡失・汚損の取扱い

平成19年5月15日  
館長裁定

(趣旨)

第1条 この取扱いは、国立民族学博物館民族学資料利用規則第9条に基づき、国立民族学博物館（以下「本館」という。）が保管する文献図書資料（以下「資料」という。）の亡失又は汚損について必要な事項を定めるものとする。

(亡失・汚損の申し出)

第2条 利用者が資料を亡失又は汚損した場合は、館長に文献図書資料亡失・汚損届（様式第1号、以下「亡失届」という。）を提出しなければならない。

(弁償)

第3条 利用者の故意又は過失による亡失又は汚損の場合、該当資料と同一のものを弁償しなければならない。

(弁償の方法)

第4条 前条に定める弁償の方法については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者は、亡失届提出後ただちに利用者自身で弁償のための手配をすること。その際、必要な書誌事項等の情報は情報課で提供するものとする。
- (2) 亡失・汚損した資料と同一資料の入手が困難な場合は、他の同一資料所蔵図書館から全頁複写を取り寄せ、代替本に充てるものとする。なお、その際に必要な費用は全て利用者の負担とする。
- (3) 亡失・汚損資料と同一資料の入手が困難な場合で、かつ、代替本での弁償が可能と認められる場合は、本館が指定する代替本の購入をもって弁償に充てるものとする。なお、入手に関する手続きは利用者自身によるものとする。

(期限の設定)

第5条 利用者は、やむを得ない事情がある場合を除いて、亡失届提出後、1カ月以内に弁償を完了させなければならない。

2 亡失届が提出された日を資料の返却日とし、それが資料の貸出期間を超えている場合、国立民族学博物館図書室利用細則第10条第5項の貸出制限を科すものとする。

(亡失資料の発見)

第6条 弁償後に亡失資料が発見された場合、一旦弁償された資料又は費用は返却しないものとする。ただし、その場合でも発見された亡失資料は情報課へ返却するものとする。

附 則

この取扱いは、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年6月10日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。